

## 二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、二宮町（以下、「本町」という。）が発注する「二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業」（以下、「本事業」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に関して定める。

### 1 事業名称

二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業

### 2 事業目的

非常照明を含む館内照明器具の経年劣化が著しいほか、2027年（令和9年）までに蛍光灯が廃止となることに伴い、蛍光灯器具の修繕や蛍光灯の入手が困難となるため更新を行う。

### 3 業務内容

別紙「二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業 仕様書」のとおり。

### 4 対象施設

二宮町立体育館

### 5 対象照明器具の種類及び数量

別紙「既存照明・種類一覧」のとおり。

※別紙「既存照明・種類一覧」については、二宮町ホームページに掲載し、一覧には、場所、既存照明の数、種類等の情報を記載する。

※別紙「既存照明・種類一覧」については、担当職員が作成したものであるため、記載内容について的一切を保証したものではない。そのため、現地調査及び詳細設計の結果、変更が生じる場合がある。

### 6 契約方式

賃貸借契約（付帯サービス付き）

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

### 7 業務対象期間

(1) 調査・施工期間：契約締結日～令和8年12月31日

(2) 賃貸借期間：令和9年1月1日～令和18年12月31日

## 8 提案上限金額

17,861,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この価格を超えた提案は、即失格とする。

## 9 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下、「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下、「グループ」という。）とし、グループの場合は、全構成員を明らかにした、別紙「共同事業体構成員届」を提出すること。

なお、グループの場合であっても、本町との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

### (1) 構成員の役割ごとの想定される分担業務

- ア リース役割：照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続き
- イ 調査設計役割：調査・設計業務
- ウ 施工役割：照明器具の更新作業及びメンテナンスに係る全ての業務
- エ その他の役割：上記アからウ以外の本業務に必要とされる業務

### (2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ 共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者の構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 各構成員は、単体として又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- カ 参加表明の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただしやむを得ない事情が生じ、本町が認めたときは、この限りではない。

## 10 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までに、二宮町建設工事入札業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (5) 次の同種業務又は類似業務の実績を有するものであること。
  - ア 同種業務  
過去 5 年間に於いて国又は地方公共団体が発注する同規模程度の単独施設照明 LED 化業務若しくはそれに類する業務
  - イ 類似業務  
過去 5 年間に於いて国又は地方公共団体が発注する複数施設一括の照明 LED 化業務若しくはそれに類する業務
- (6) リース事業者は、参加意思表明書の提出日において、二宮町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、営業種目として「物品の借入れ」の登録を有すること。

## 11 参加申込の手続き（16 提出書類一覧①参加表明必要書類参照）

- (1) 必要書類の提出
    - (a) 提出書類（単体、共同事業体共通）
      - ア 様式 2 「参加意思表明書」
      - イ 様式 3 「会社概要書」
      - ウ 様式 4 「事業実績表」
      - エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）  
※申込日 3 か月以内に発行されたもの。
      - オ 定款
      - カ 納税証明書又は完納証明書  
※国税、都道府県税及び市町村税について、未納がないことを証明する官公署発行の証明書で、申込日 3 か月以内に発行されたもの。
      - キ 様式 5 「辞退届」（参加を辞退する場合のみ。）
    - (b) 提出書類（共同事業体のみ）
      - ク 様式 6 「共同事業体構成員届」
      - ケ 様式 7 「委任状」
- 共同事業体として参加する場合、本事業における手続き等の権限に関して、応募者の構成員全員からグループ代表者への委任状を提出すること。また、会社概要書、事業実績表、履歴事項全部証明書、定款、納税証明書又は完納証明書については、代表者及び構成員全員分のものを提出すること。
- なお、リース事業者単独での応募の場合は、様式 6 「共同事業体構成員届」及び様式 7 「委任状」の提出は不要とする。
- (2) 提出先・提出方法・提出期限

ア 提出先：〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961  
二宮町役場 財務課財務契約班

イ 提出方法：持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達が可能である方法とすること。

ウ 提出期限：令和8年7月30日（木）

（郵送・持参問わず必着）（持参の場合は、土日祝を除く。）

提出期限については、理由を問わず延長は行わない。また本町は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わないこととする。一度提出された書類については、原則差し替え等は受け付けません。

## 12 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された各種提出書類をもとに、参加資格を満たしているか否かを確認し、その結果は参加資格結果通知をもって行うものとする。なお、参加資格を認めた者であっても、契約締結までの間に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(1) 通知日

令和8年8月3日（月）

(2) 通知方法

全参加申込者へ参加資格結果通知書を電子メールにより通知する。

## 13 現地確認参加申込（任意）

(1) 提出書類・申込方法

様式8「現地確認参加申込書」に記載のうえ、下記の提出先へ電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

提出ファイル名は「【法人名】二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業\_現地確認参加申込書」とすること。また、電子メールの件名は「現地確認参加申込書（二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業）」とすること。

(2) 提出期限：令和8年7月16日（木）17時必着

(3) 提出先：二宮町役場 生涯学習課スポーツ推進班

メールアドレス：[sports@town.ninomiya.kanagawa.jp](mailto:sports@town.ninomiya.kanagawa.jp)

TEL:0463-72-6981

(4) 現地確認実施日時：令和8年7月21日（火）9時～17時

(5) その他

- ・現地確認は、最大60分程度とすること。
- ・現地確認は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認及び平易な計測を目的としている。このため、質問等がある場合には、現地ではなく、様式1「質問書」を使用して質問すること。
- ・参加人数は1応募者につき6名までとする。

- ・現地確認は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ・現地確認を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ・現地確認は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地確認への参加は必須ではない。

#### 14 質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

件名を「【法人名】二宮町立体育館LED照明設備賃貸借事業に関する質問」とし、様式1「質問書」により、下記の提出先へ電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

※電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書以外の内容についての質問も受け付けない。

##### (2) 提出期限

令和8年7月23日（木）17時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

##### (3) 提出先：二宮町役場 財務課財務契約班

メールアドレス：zaisei@town.ninomiya.kanagawa.jp

TEL:0463-71-3314

##### (4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、随時二宮町ホームページに掲載する。

#### 15 業務提案書等の提出（16 提出書類一覧②プレゼン資料参照）

参加資格の確認の結果、参加資格有すると認められたもの（以下「参加事業者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

##### (1) 提出書類（共同事業体・単体共通）

ア 見積書（A4縦版で片面印刷し、2ページ以上は左上をホチキス止め。）

イ 業務提案書

ウ 業務スケジュール

##### (2) 提出書類の記載要領

ア 業務提案書については、A4縦版サイズに横書きで記載し、印刷したものを左綴じで提出すること。ただし、図面等については必要に応じてA4横版またはA3横版（折り込むようにすること）も可とする。上記にて記載したものを30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記載すること。（A3横版は片面でA4版2ページ分の扱いとする。）用いる文字サイズは11ポイント以上（図

中の説明は8ポイント以上)とし、専門用語や略語には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

- イ 業務スケジュールについては、A3横版サイズ片面2ページ以内に記載し、印刷したものを業務提案書と同じファイル内にて左綴じで折り込み提出すること。書き方に特段の指定はありませんが、図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記載し、令和8年8月下旬(現地調査及び詳細協議)～令和19年3月31日(火)までのものとする。
- ウ 見積書、業務提案書、業務スケジュールには、会社名の記載をしないこと。

(3) 提出先・提出方法・提出期限

- ア 提出先：〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961  
二宮町役場 財務課財務契約班
- イ 提出方法：持参又は郵送  
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達証明が証明できる方法とすること。
- ウ 提出期限：令和8年8月12日(水)  
(郵送・持参問わず必着)(持参の場合は、土日祝を除く。)  
提出期限については、理由を問わず延長は行わない。また本町は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わないこととする。一度提出された書類については、原則差し替え等は受け付けません。

(4) 書類の綴じ方及び部数

単体、共同事業体共に下記、提出書類一覧②プレゼン資料の順になるよう、必要書類をそれぞれフラットファイルに左綴じし、正本1部副本15部を郵送もしくは持参すること。

16 提出書類一覧

記(単体)

①参加表明必要書類	②プレゼン資料
・様式2「参加意思表明書」	・見積書
・様式3「会社概要書」	・業務提案書
・様式4「事業実績表」	・業務スケジュール
・履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	
・定款	
・納税証明書又は完納証明書	

記（共同事業体）

①参加表明必要書類	②プレゼン資料
・様式2「参加意思表明書」	・見積書
・様式6「共同事業体構成員届」	・業務提案書
・様式7「委任状」（構成員全員分）	・業務スケジュール
以下は、代表企業及び構成員全員分	
・様式3「会社概要書」	
・様式4「事業実績表」	
・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	
・定款	
・納税証明書又は完納証明書	

17 提案数

1社（1共同事業体）1提案までとする。

18 審査

次のとおり審査を実施する。なお、応募者が1社のみであっても、本プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(1) プロポーザル審査

参加事業者に対し、選定委員会において、次のとおりプロポーザル及びヒアリングを実施する。

- ア 審査日：令和8年8月中※予定（日程決定及び変更の場合は参加事業者  
に通知する）
- イ 審査会場：二宮町役場会議室（変更の場合は参加事業者に通知する）
- ウ 出席者：3名以内とし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者のみとする。なお、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とし、構成員以外の参加は認めない。
- エ 所要時間：45分以内（準備5分、説明30分、質疑応答10分）
- オ 内容：説明は業務提案書に記載した内容とする。新たな資料の配付は認めない。
- カ 使用機器：パソコン等は参加事業者が用意すること。電源、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本町で用意する。
- キ 選定方法：別表1に基づき審査を行い、総合点が最も高い者を優先交渉者として選定する。

ク その他：最高点の者が複数の場合は、見積積算書の評価が高い者を優先交渉事業者として選定する。見積積算書の評価も同点の場合は、選定委員会の合議によってこれを決定するものとする。

## (2) 失格条項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

イ 本募集要項に示した業務提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合。

ウ 見積提案書が、提案上限金額を超える場合。

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

## 19 結果通知等

プロポーザル審査後、審査参加事業者全員に選定又は非選定の結果を、電子メールにより通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、最優秀者の名称と総合点を二宮町ホームページにおいて公表する。

## 20 現地調査及び詳細協議

優先交渉者は現地調査を行った上で、再度見積書を提出すること。また、提案内容及び現地調査に結果等を踏まえ、本町と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。詳細協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

## 21 本契約

### (1) 契約の締結

契約内容について本町と協議が成立した場合は、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

### (2) 事業実施におけるリスク分担

本町と事業者の責任分担は、原則として、別表2「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

## 22 その他

(1) 業務提案書に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加事業者負担とする。

(2) 提出された書類は返却しないものとする。また、提出された書類については本業務以外の目的には使用しない。

- (3) 提出された企画提案書等は、二宮町情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位、その他利益を害すると認められる次の情報は、公開の対象外とする。
- ・個人情報
  - ・法人等又は事業を営む個人に不利益を与える情報
- (4) 本プロポーザルに係る本町からの参加報酬はないものとする。
- (5) 採用案の著作権は本町に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (6) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (7) 本プロポーザル審査は非公開とし、審査内容及び評価経過等に関する問い合わせには応じない。
- (8) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。

## 23 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、本町の事情により変更となる場合がある。

No.	項目	日程
1	公告	令和8年7月10日
2	質問受付期間	令和8年7月10日 ～7月23日
3	現地確認参加申込書提出期間（任意）	令和8年7月10日 ～7月16日
4	現地確認実施（任意）	令和8年7月21日
5	質問への回答目安	令和8年7月28日
6	提出書類（①参加表明必要書類）提出期限	令和8年7月30日
7	参加資格審査結果通知	令和8年8月3日
8	提出書類（②プレゼン資料）提出期限	令和8年8月12日
9	プロポーザル審査会	令和8年8月中
10	優先交渉事業者の決定	令和8年8月中
11	現地調査及び詳細協議	令和8年8月下旬 ～9月上旬
12	本契約	令和8年9月中

13	貸借物品設置完了	令和8年12月31日
14	貸借期間	令和9年1月1日 ～令和18年12月31日